

令和 7 年度第 1 回茨城県環境審議会

日 時：令和 7 年 9 月 8 日(水)午後 1 時30分から

場 所：茨城県庁 行政棟11階 1106共用会議室

次 第：別紙のとおり

出席者：別紙のとおり

○司会(大高総括課長補佐)

ただいまから、令和7年度第1回茨城県環境審議会を開会いたします。

本日の司会を務めさせていただきます環境政策課総括課長補佐の大高と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今回の審議会は、この場に出席いただく方式とオンラインで出席いただくハイブリッドで開催をいたしております。

ご不便な点もあるかと存じますが、何とぞよろしくお願いいたします。

また、委員の皆様におかれましては、円滑な議事進行にご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たり、県民生活環境部次長の糸賀よりご挨拶を申し上げます。

○糸賀県民生活環境部次長

県民生活環境部次長の糸賀でございます。

本日、委員の皆様には、お忙しい中、令和7年度第1回茨城県環境審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

皆様方には、日頃から、本県の環境行政の推進に格別のご尽力を賜りまして、改めて御礼申し上げます。ありがとうございます。

また、委員の皆様におかれましては、このたびの委員改選に当たりまして、就任をお引き受けいただきましたことに改めて感謝を申し上げる次第でございます。ありがとうございます。

2年間にわたります任期の期間中、どうぞよろしくお願いいたしますと存じます。

さて、本日の議事でございますが、審議事項1件と報告事項1件を提出させていただいております。

まず、審議事項につきましては、霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画（第9期）の策定について諮問させていただきます。

この計画は、湖沼水質保全特別措置法に基づく法定計画でございます。現行の第8期計画の計画期間が令和7年度で終了いたしますことから、次期計画といたしまして、第9期計画の策定につきまして審議会の意見を求めるため、本日、諮問を行い、後日、答申をいただくものでございます。

次に、報告事項「本県環境の概況及び関連施策について」につきましては、本県環境の全般について、概況、また、それぞれの関連施策の内容及び今後の方向性を報告させていただきます。

委員の皆様から幅広くご意見などをいただくことで、審議会の審議を活発化し、環境行政の更なる充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

詳細につきましては、後ほどご説明いたしますが、いずれの事項も、本県の今後の環境行政を推進してまいります上で重要な事項でございます。

委員の皆様には、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではご

ざいますが、挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○司会(大高総括課長補佐)

本日は、委員改選後最初の審議会となりますので、お配りした出席委員名簿に従って委員の皆様をご紹介します。

それでは、名簿順でご紹介させていただきます。

中央大学総合政策学部教授 青柳みどり委員は、本日、欠席とのご連絡をいただいております。

日本女子大学家政学部家政経済学科教授 天野晴子委員は、本日、WEBでご参加いただいております。

いばらき農業委員会女性協議会副会長 石塚梢委員でございます。

○石塚委員

石塚でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会(大高総括課長補佐)

一般財団法人日本自動車研究所環境研究部研究員 内田里沙委員は、WEBでご参加いただいております。

筑波大学生命環境系教授 内海真生委員と、一般社団法人茨城県経営者協会環境委員長 海原真一委員は、本日、欠席のご連絡をいただいております。

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業環境研究部門 土壌環境管理研究領域土壌資源・管理グループ主席研究員 江口定夫委員は、WEBでご参加いただいております。

茨城県弁護士会副会長 岡田利恵委員でございます。

○岡田委員

岡田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会(大高総括課長補佐)

茨城県環境アドバイザー 小島幸子委員でございます。

○小島委員

小島です。よろしくお願いします。

○司会(大高総括課長補佐)

筑波大学システム情報系社会工学域准教授 甲斐田直子委員は、本日、欠席とのご連絡をいただいております。

国立研究開発法人国立環境研究所社会システム領域主幹研究員 金森有子委員は、WEBでご参加いただいております。

逆川子どもエコクラブ副代表 久米麻里委員でございます。

○久米委員

久米と申します。よろしくお願いいたします。

○司会(大高総括課長補佐)

国立研究開発法人国立環境研究所生物多様性領域環境ゲノム研究推進室長 今藤夏子委員は、WEBでご参加をいただいております。

国立研究開発法人国立環境研究所資源循環領域試験評価・適正管理研究室長 肴倉宏史委員は、本日、欠席とのご連絡をいただいております。

茨城沿海地区漁業協同組合連合会専務理事 清水信宏委員は、WEBでご参加をいただいております。

茨城県中小企業レディース中央会理事 鈴木葉子委員でございます。

○鈴木委員

鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

○司会(大高総括課長補佐)

東邦大学理学部化学科准教授 千賀有希子委員は、本日、欠席とのご連絡をいただいております。

茨城大学地球・地域環境共創機構教授 田村誠委員は、WEBでご参加をいただいております。

一般社団法人茨城県医師会理事 丹野英委員と、筑波大学生命環境系教授 辻村真貴委員は、本日、欠席とのご連絡をいただいております。

茨城県商工会議所連合会会長 内藤学委員でございます。

○内藤委員

内藤でございます。よろしくお願いいたします。

○司会(大高総括課長補佐)

茨城県議会議員 白田信夫委員でございます。

○白田委員

白田です。よろしくお願いいたします。

○司会(大高総括課長補佐)

中央大学研究開発機構機構教授 古米弘明委員は、WEBでご参加いただいております。

茨城県議会議員 水柿一俊委員でございます。

○水柿委員

水柿です。よろしくお願いいたします。

○司会(大高総括課長補佐)

クリーンアップひぬまネットワーク会長 水野恵美子委員でございます。

○水野委員

水野です。よろしくお願いいたします。

○司会(大高総括課長補佐)

それでは、本日の資料についてご確認をお願いいたします。

次第、出席者名簿のほか、資料につきましては、初めに諮問文及び資料1、参考資料1

ー１と１ー２、続きまして、資料２、参考資料２ー１から２ー７、最後に参考資料３となっております。

なお、参考資料３につきましては、今回、新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、環境関係の審議会の概要をまとめております。後ほどご覧おきくださいますようお願いいたします。

不足などございましたら、事務局までお申し付けください。

また、オンラインでの会議参加の皆様をお願いいたします。

ビデオは常時オン、マイクはご発言のときのみオンにさせていただきますようお願いいたします。

発言をご希望の際は、挙手機能をご利用の上、会長からご指名がありましたら、マイクをオンにしてご発言ください。

続きまして、会長・副会長の選出に移らせていただきます。

会長・副会長は、茨城県環境審議会条例第５条により、「環境審議会の会長・副会長は、委員の互選によって定める」こととなっております。

選出に当たりまして、ご意見などはございますでしょうか。

事務局案といたしましては、会長は、前期と同様、内藤委員に、副会長も、前期と同様、学識経験者である古米委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○司会(大高総括課長補佐)

ありがとうございます。

それでは、内藤会長に議事の進行をお願いいたします。

内藤会長、よろしくお願いいたします。

○内藤会長

ありがとうございます。

それでは、前期に引き続きまして会長を務めさせていただきます内藤でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の議事は、お手元にお配りしてある次第でございますように、審議事項１件と報告事項１件を予定してございます。

委員の皆様には、ぜひ、幅広い視点と豊かなご経験から、忌憚のないご意見をお願いしたいと存じます。

なお、本日は、15時終了をめどに進めてまいりたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきます。

初めに、会議録への署名をしていただきます委員を指名させていただきたいと存じます。天野委員と石塚委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事を進めてまいります。

審議事項 霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画(第9期)の策定についてでございます。

こちらにつきましては、本日、知事から諮問を受けることになっております。

本日、知事は、所用により出席できないとのことですので、代わって、糸賀次長、よろしく願い申し上げます。

○糸賀県民生活環境部次長

それでは、諮問文を読ませていただきます。

環対諮問第1号

茨城県環境審議会

霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画(第9期)を策定するため、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第21条第1項の規定により調査審議を求める。

令和7年9月8日

茨城県知事 大井川 和彦

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○内藤会長

ありがとうございました。

ただいま諮問されました霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画(第9期)の策定について、審議を進めてまいりたいと存じます。

事務局から説明をお願いいたします。

○石崎環境対策課長

環境対策課長の石崎でございます。

「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画(第9期)」の策定についてご説明させていただきます。

それでは、着座にて説明させていただきます。

資料1をお開き願います。

まず、「1 策定の趣旨」でございますが、県では、霞ヶ浦の水質浄化を図るため、湖沼水質保全特別措置法に基づき、昭和61年度から霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画を策定し、国及び関係自治体と連携しながら水質保全対策を実施してきたところでございます。

第8期計画において、生活排水対策については、下水道等の整備・接続の推進や高度処理型浄化槽の設置促進、工場・事業場排水対策については、小規模事業所への重点指導、農地・畜産対策については、良質堆肥の広域流通の促進など、浄化効果の高い事業に重点化して水質保全対策に取り組んできたところでございます。

しかしながら、湖内のCODは、近年、1リットル当たり7mg台で推移しており、十分な水質改善には至っておりません。

このため、第9期計画を策定し、着実に水質保全対策を講じていく必要があると考えております。

次に、「2 計画の位置づけ」でございますが、湖沼水質保全特別措置法第4条第1項の規定に基づき、都道府県知事が湖沼水質保全計画を定めることとなっております。

また、計画では、湖沼の水質の保全に関する方針や必要な措置に関する事項などを定めることとなっております。

次に、「3 策定スケジュール(案)」でございます。

第9期計画の策定について、本日、諮問させていただきましたが、来年8月頃に霞ヶ浦専門部会における審議状況を報告させていただきました後、11月頃に第9期計画(案)を報告させていただく予定としております。

さらに、その後に実施する公聴会やパブリックコメント等のご意見を踏まえまして、再来年の2月頃に本審議会から答申をいただきたいと思いますと考えております。

2ページをご覧ください。

湖沼水質保全計画の策定に関する関連法規を記載してございますので、後ほどご覧お願いします。

3ページをご覧ください。

参考資料として、霞ヶ浦の湖内及び流入河川の水質状況を記載してございます。図1に示しますとおり、湖内のCODは長期的に横ばいで推移しておりますが、令和6年度は1リットル当たり7.6mgと、第8期計画の目標であります6.9mgを上回っております。

5ページと6ページには、第8期計画の概要をつけてございますので、後ほどご覧お願いします。

説明は、以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○内藤会長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、委員の皆様からのご意見、ご質問などをいただきたいと存じます。

また、オンライン参加の方は、挙手機能を使用して、指名されましたら、マイクをオンにしてご発言くださいませ。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

いかがでございましょうか。ご意見、ご質問、ございませんでしょうか。

ないようでございますれば、霞ヶ浦専門部会の部会長であります古米委員からコメントがあればお願い申し上げます。

○古米副会長

第8期を受けて、今度の第9期においては、水質保全計画に示す対策の効果を検討する際に水質予測を従来のモデルよりもレベルを上げた三次元の流動水質解析モデルを使うということです。国土交通省で保有されているモデルを活用していろいろ対策検討するところが非常に大きな変更点かと思います。

また、那珂川からの導水事業の一部が来年度に完成するようです。様々な施策展開も変わってくると思いますので、しっかりと霞ヶ浦における水質保全のあり方を決めていくという議論をして、計画を立案していきたいと考えております。

以上です。

○内藤会長

ありがとうございました。

それでは、皆様から、ほかにございませんでしょうか。

水野委員、お願いいたします。

○水野委員

霞ヶ浦の水質状況の資料を見せていただいたのですが、大体、標準でずっと来ているのですが、実際には、浄化槽、特に生活排水などは高度処理型浄化槽などへの転換を推進していると思うのですが、その辺のところでの成果が、横ばいの資料を見た限りでは、ちょっとまだ普及度が少ないのかなというのが気になったところです。

工場とか事業所排水などは徹底的にやられていると思うのですが、生活排水対策のほうで状況があまりよくないというのが影響しているのかなというのが気になったところです。いかがなのでしょう。

○石崎環境対策課長

お答えさせていただきます。

生活排水対策につきましても、森林湖沼環境税等を活用しながら着実に対策は進んでおりまして、現在、霞ヶ浦全域で見ますと、生活排水処理率は80%ぐらいまでは来ている状況でございます。

生活排水対策も含めて、霞ヶ浦に流入する汚濁負荷量は着実に低減させてきてはいるのですが、霞ヶ浦は広く浅い湖ということで、水質浄化効果がなかなか現れにくいという状況でございます。対策した削減効果が目に見えてCODという効果になって現れてきていないという状況でございます。

○水野委員

ありがとうございました。

○内藤会長

ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、本件につきましては、今後、専門部会において具体的な内容を審議していただくことで、その結果を審議会に報告いただくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○内藤会長

ありがとうございます。

では、そのように決しさせていただきます。

専門部会の委員の皆様方には、よろしくお願い申し上げます。

次に、報告事項 本県環境の概況及び関連施策についてでございます。

こちらは複数の課にまたがる内容となっております。事務局から順番に説明をお願いいたします。

○市村環境政策課長

環境政策課の市村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

着座にて説明をさせていただきます。

資料2をご覧くださいければと思います。

本県環境の概況及び関連施策についてでございます。

こちらは、本県環境の概況全般とそれぞれの関連施策や今後の対応の方向性につきましてご報告させていただくものでございます。

それでは、説明に入らせていただきます。

まず、1の温室効果ガス排出量の状況についてでございます。

現時点で最新の2022年度の排出量は4,476万t-CO₂でございまして、地球温暖化対策実行計画に基づく基準年でございます2013年度から13.8%減少となっております。

また、前年度の2021年度比では1.9%の減少となっております。その要因といたしましては、排出の割合が大きい産業部門におきまして、鉄鋼業の産業活動の低下などによりまして製造業からの排出量が減少したこと、こういったことに加えまして、業務部門において、省エネによります電力消費量の削減が進んだためと考えてございます。

下の表は、各排出部門の二酸化炭素排出量の年次推移でございます。2022年度におきましても産業部門からの排出量が最も多く、2,650万t-CO₂と、全体の約63%を占めてございまして、本県の排出状況の特徴となっております。

また、基準年度の2013年度と比較した増減率は、産業部門で13.7%の減、業務部門は22%の減、家庭部門では18.4%の減、運輸部門では16.1%の減になってございます。

なお、報告の内容につきましては、去る7月14日に開催しました茨城県地球温暖化対策実行計画推進委員会の場におきましてご確認をいただいております。

次に、2ページをご覧ください。

2の2024年度大気・水質等の状況についてご説明させていただきます。

まず、(1)の大気環境の状況でございます。

①の一般環境大気測定といたしましては、環境基準設定物質としまして、二酸化イオウなどの6物質を、②の自動車排ガス測定では二酸化窒素などの4物質、③の有害大気汚染物質測定ではベンゼンなどの4物質を測定局などで測定しました結果、①の一般大気環境測定の光化学オキシダントを除きまして、全て環境基準を達成してございます。

この光化学オキシダントにつきましては、全国におきましても環境基準の達成が極めて低い状況となっております。

次に、(2)の水環境の状況でございます。

生活環境項目につきましては、環境基準の類型を指定しています河川、湖沼、海域の115水域で調査しました結果、78水域で環境基準を達成してございます。

健康項目につきましては、130地点で調査しました結果、ほう素が1地点で環境基準を超過しましたが、それ以外は環境基準を達成してございます。

なお、環境基準超過がございました地点は涸沼になりますが、そちらにつきましては、海水の影響によりまして値が高くなったものと推測してございます。

3ページをご覧ください。

(3)の地下水の状況でございます。

県内56地区で調査を行いました結果、52の地区で環境基準を達成してございます。

また、検出等がありました地区につきましては、汚染事実、飲用上の注意につきまして周知を図りますとともに、周辺調査を実施してございます。

次に、(4)の霞ヶ浦の状況でございます。

CODは、全水域平均で7.6mg/Lとなっておりまして、近年は7mg/L台で推移してございます。

次に、(5)のダイオキシン類の状況でございます。

大気や土壌等で調査しました結果、公共用水域(水質)の1地点を除き、全ての地点で環境基準を達成してございます。

なお、基準超過がありました河川につきましては、過去に流域で使用されました農薬によるものと推定してございます。

次に、4ページをご覧ください。

3の廃棄物処理の状況についてでございます。

1つ目のぼつでございまして、一般廃棄物の排出量につきましては、直近のデータでございまして2023年度におきまして96万7,000トンと、2022年度と比べて3万トン減少してございます。

また、最終処分量は5万7,000トンと、こちらも4,000トン減少してございます。

2つ目のぼつの産業廃棄物につきましては、5年ごとに調査を実施しております。2023年度におきましては、排出量は1,154万トンと、前回調査の2018年度に比べ、7,000トン減少しており、再生利用率も2.1ポイント低下したところでございます。

最終処分量につきましては、48万1,000トンから71万8,000トンと大きく増加してございますが、主な増加理由は、火力発電所の埋立処分の変動によるもので、そちらを差し引くとほぼ横ばいになってございます。

3つ目の不法投棄の新規発生件数につきましては、ゲリラ投棄の増加等の要因によりまして、2018年度から増加に転じていたところでございます。2020年度には197件とピークを迎えておりますが、その後、減少に転じ、直近の2024年度におきましては112件と、対策の効果が現れている状況でございます。

本県環境の概況についての説明は、以上でございます。

続きまして、5 ページをご覧ください。

主な関連施策及び今後の方向性でございます。

まず、県地球温暖化対策実行計画の進行管理でございますが、同計画の実効性を高めるため、茨城県地球温暖化対策実行計画推進委員会におきまして、施策の進捗状況の確認や指標による評価等を行っております。

また、県内の温室効果ガスの実態を把握するため、年間排出量の推計調査を実施しております。

今後の方針・方向性でございますが、引き続き、同計画の進行管理を行いますとともに、国の地球温暖化対策の動向等を注視しまして、計画の改定等を検討してまいります。

次に、事業所向け省エネ対策の推進でございます。

中小規模事業者を対象に、専門家により省エネ診断を実施しまして、設備の運用改善や省エネ設備導入等につきまして、技術的な助言を行っております。

また、省エネルギー診断を受けました事業者を対象に、省エネ設備導入に係る経費の一部補助を実施しております。

さらに、環境に配慮しました取組の普及のため、簡易な環境マネジメントシステムでございます茨城エコ事業所登録制度の拡大を図っております。

今後の方針・方向性でございますが、茨城エコ事業所登録制度の更なる普及などによりまして、環境に配慮した事業活動の裾野を広げるとともに、省エネ対策を検討します事業所に対して、具体的な技術助言など、実効性ある支援を行うことで、産業部門や業務部門におきます温室効果ガスの削減を図ってまいります。

次に、家庭向け省エネ対策の推進でございます。

事業者や県民に環境配慮型のライフスタイルの定着を促しますいばらきエコスタイルの普及・啓発や、各家庭が行います省エネの取組成果を見える化するいばらきエコチャレンジを推進しております。

また、エネルギー診断士が、各家庭のエネルギー使用状況を診断し、効果的な省エネ対策をアドバイスします家庭の省エネ診断を実施しますとともに、6 ページになりますが、家庭におけます再生可能エネルギーの普及を推進しますため、市町村を通じた家庭用蓄電池の導入支援などを行っております。

今後の方針・方向性でございますが、引き続き、いばらきエコスタイルの普及・啓発に取り組みますとともに、いばらきエコチャレンジや家庭用蓄電池の導入補助などを通じまして、家庭部門の温室効果ガス削減を図ってまいります。

次に、再生可能エネルギーの普及推進でございます。

再生可能エネルギーの適正な導入促進のため、県ガイドラインの周知徹底を図りますとともに、市町村と連携しまして、事業者に対する指導・助言を行うことで太陽光発電設備の適正導入を推進しております。

また、市町村や事業者を対象としました研修会の開催などにより、設備導入に利用可能な国の交付金や補助金の紹介、さらには、県内市町村の先進的な取組事例の周知といった取組支援のための情報発信を行っております。

今後の方針・方向性でございますが、引き続き、太陽光ガイドラインの運用により、地域と共生した再生可能エネルギーの適正導入を推進しますとともに、市町村や事業者への情報提供や家庭向け蓄電池補助の事業などを通じて再生可能エネルギーの普及拡大を図ってまいります。

環境政策課からは以上の説明となりますが、以降につきましては、各担当課からご説明させていただきます。

○石崎環境対策課長

環境対策課長の石崎でございます。

環境対策課関係についてご説明させていただきます。

それでは、着座にて説明させていただきます。

同じ資料の7ページをご覧ください。

まず、大気保全対策でございますが、昨年度は、大気汚染防止法等に基づきまして、408件の工場・事業場に立入検査を実施いたしまして、規制基準の遵守等について指導を行いました。

また、一般環境大気測定局等におきまして、大気汚染物質の常時監視や有害大気汚染物質の測定を行い、光化学オキシダントを除く全ての項目で環境基準を達成していることを把握いたしました。

今後の方針・方向性でございますが、引き続き、工場・事業場への立入検査を行いまして、大気汚染物質の排出抑制を図るとともに、大気汚染状況の常時監視を行い、環境基準の達成状況を把握してまいります。

次に、水質保全対策でございますが、昨年度は、水質汚濁防止法等に基づき、1,617件の工場・事業場へ立入検査を実施し、規制基準の遵守等について指導を行いました。

また、公共用水域や地下水の常時監視を行い、115の公共用水域のうち78水域で生活環境項目に係る環境基準を達成していることを把握しました。

今後の方針・方向性でございますが、引き続き、工場・事業場への立入検査を行い、水質基準の遵守の徹底を図るとともに、公共用水域及び地下水の常時監視を行い、環境基準の達成状況を把握してまいります。

8ページをご覧ください。

霞ヶ浦の水質保全対策でございますが、霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画に基づき、生活排水対策、工場・事業場対策、農地・畜産対策など、汚濁負荷削減効果の高い対策に重点化して実施しております。

生活排水対策では、浄化効果の高いNP型高度処理型浄化槽の設置費の補助等を実施いたしますとともに、工場・事業場の排水対策では、飲食店やコンビニ等の小規模事業所へ

重点的に立入検査を実施し、排水基準遵守の徹底について指導を行いました。

さらに、農地・畜産対策では、霞ヶ浦流域内等で生産された堆肥を流域外へ流通する取組に対する補助等を行いました。

今後の方針・方向性でございますが、湖沼水質保全計画に基づき、森林湖沼環境税などを活用して、汚濁負荷削減効果の高い事業に重点化して実施することにより、引き続き、霞ヶ浦の水質浄化を推進してまいります。

最後に、ダイオキシン類対策でございますが、昨年度は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、31件の工場・事業場へ立入検査を行い、規制基準の遵守等について指導を行いました。

また、県内の大気や公共用水域等の常時監視を行い、1地点を除き、全ての地点で環境基準を達成していることを把握しました。

今後の方針・方向性でございますが、引き続き、工場・事業場への立入検査を行い、ダイオキシン類の排出抑制を図るとともに、大気、公共用水域等におけるダイオキシン類の常時監視を行い、環境基準の達成状況を把握してまいります。

なお、参考資料として、公共用水域・地下水の水質事案対策専門部会や霞ヶ浦専門部会などに報告しました測定結果などを添付してございますので、後ほどご覧おき願います。

環境対策課からの説明は、以上でございます。

○小澤廃棄物規制課長

廃棄物規制課長の小澤でございます。

着座にて説明させていただきます。

同じ資料2の9ページをご覧ください。

まず、産業廃棄物の不法投棄対策でございます。

不法投棄等の早期発見・早期対応を図るため、2021年度から、警察官OBなどから成る専門チームにより、早朝・夜間を問わずパトロールを実施するほか、通報用スマートフォンアプリや報奨金制度の運用などにより、対策の強化を図っております。

これらの取組により、不法投棄の新規発生件数は、2020年度の197件から2024年度は112件に減少しました。

また、石岡市小見地内に堆積されていた廃プラスチック類について、道路に崩落する危険性があったため、昨年9月から本年3月まで、行政代執行により、全量撤去・処分を行い、生活環境保全上の支障を除去いたしました。

今後の方針・方向性ですが、引き続き、監視・指導体制の強化や、発見・通報体制の充実に取り組むとともに、不法投棄等の約8割を占める建設系廃棄物に係る事案について、重点的にパトロールを実施してまいります。

市町村や警察などと密接に連携し、個々の事案への厳格な対応により、「茨城は捨てづらい」環境づくりを進めてまいります。

次に、不適正残土対策でございます。

不適正な残土搬入事案について、これまで、指導や是正が困難であった事案に対処できるよう、土砂の埋立てのみならず、発生から運搬までを規制の対象として残土条例を改正し、2023年6月から施行しました。

また、本年4月から運用を開始した盛土規制法と重複する規制内容を整理する等の見直しを行い、県の許可対象面積を3,000平方メートル超に引き下げる改正をした残土条例を本年4月から施行しました。

これらにより、不適正残土事案の発生件数につきましても、ピーク時の2021年度の105件から、2024年度は59件に減少しました。

今後の方針・方向性ですが、改正残土条例を確実に機能させるため、市町村など関係機関との更なる連携強化に努めてまいります。

最後に、再生資源物の適正保管の推進でございます。

昨年4月に施行した茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例に基づき、金属スクラップやプラスチック等の再生資源物の不適正な保管による崩落、火災等の事故や騒音・振動などの発生を未然に防止するために、事業者に対して適正な保管について継続的に指導を行っているところでございます。

これまでに全ての既存事業場に対して立入検査を実施し、不適正な保管については改善指導を行っております。

今後の方針・方向性ですが、引き続き、市町村など関係機関と連携して立入検査を実施し、保管基準や囲いの基準など、適正な保管を指導し、指導に従わず、不適正な屋外保管を続ける事業者に対しては行政処分を科すなど、厳正に対処してまいります。

当課におきましては、これらの取組を通して、廃棄物の適正処理等を推進し、循環型社会の形成につなげてまいります。

廃棄物規制課からの説明は、以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○廣瀬資源循環推進課長

資源循環推進課長の廣瀬でございます。

資源循環推進課が所管する施策につきましてご説明を申し上げます。

着座にて失礼いたします。

同じ資料2の10ページをご覧ください。

総合ごみ減量化対策といたしましては、廃棄物の3Rや食品ロス削減等に関する意識啓発として、集団回収優良団体の表彰やエコ・ショップ制度等の取組を行っておりまして、今後も引き続きこれらの取組を推進することで、ごみ排出量の更なる削減を図ってまいります。

また、食品ロスの削減につきましては、食品ロス削減推進計画に基づき、「てまえどり」のPRなど、普及啓発活動に取り組んでおります。

次に、いばらきフードロス削減プロジェクトの推進でございます。

事業系フードロスを削減するため、食品関連事業者等の取組を促進及び支援するものでございます。

主な実績といたしましては、フードロスを抱える事業者と活用したい事業者からの相談を受け付け、マッチングを行う窓口の運営や、2にありますとおり、食品製造工程で発生する残渣の飼肥料化に取り組む事業者への補助を行ったところでございます。

引き続き、食品関連事業者と連携し、事業系フードロスの更なる削減を図ってまいります。

次に、11ページをご覧ください。

減量化・再資源化促進事業につきましては、県産業資源循環協会への委託により、廃棄物再資源化指導センターを設置し、排出事業者に対する相談対応や情報提供等を実施しており、今後も、引き続き、これらの取組を通じて、産業廃棄物の減量化や再資源化を促進してまいります。

次に、新最終処分場整備推進事業につきましては、エコフロンティアかさまの後継施設として、日立市諏訪町地内に新たな産業廃棄物最終処分場を整備しております。

事業主体である県環境保全事業団が、令和6年5月に本体工事に着手し、昨年度は敷地造成工事と防災調整池の設置工事を実施いたしました。

今年度も引き続き本体工事を進めておりますが、本年8月に名称を「エコみらいひたち」と決定をいたしまして、公表したところでございます。

今後も、施設の安全性を最優先とし、地域との共生を図りながら、新たな最終処分場の整備を着実に進めてまいります。

資源循環推進課からの説明は、以上でございます。

○内藤会長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、委員の皆様から、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

オンラインの参加の方は、挙手機能を利用しまして、指名されましたら、マイクをオンにしてご発言くださいませ。よろしくお願い申し上げます。

田村先生、お願い申し上げます。

○田村委員

ありがとうございます。

温室効果ガス関係の話を少し教えてください。

参考資料のほうにはもっと細かい情報があって、それぞれの部門の増減が書いてあるのですが、まず、全体として茨城県は全国の削減のスピードよりも遅い。ただ、細かく見ると、部門ごとに見ると、それなりに同じようなレベルになっているという感じかと思います。

今後、どういうふうに削減していくかについて、計画のほうには書いてあったと思うの

ですが、特にこれから踏まえなければいけないところがあれば教えていただきたい。それと、茨城県が全体的に問題になるのは、ゼロカーボンシティ宣言をずっとしていない唯一の都道府県であります、その辺は相変わらずなのか、ちょっと答えにくい質問かもしれませんが、改めて伺います。

以上です。

○内藤会長

お願いいたします。

○市村環境政策課長

環境政策課でございます。

まず、温室効果ガスの関係でご質問を受けました。

先ほど、ご指摘がございましたように、進捗状況としては、参考資料の7ページをご覧くださいのことがよろしいかと思っております、削減目標を部門別に見ますと、国も県も同じ削減目標を示してございまして、例えば、産業部門ですと、2030年度までに38%減少させましょうということでこのラインが引かれているという状況でございます。

茨城県は、先ほど来述べておりますように、産業部門が一番問題になってございまして、参考資料の5ページをご覧くださいいただければと思いますが、一番下にございますように、左側が茨城県でございまして、産業部門の占める割合は、先生、ご存じのように、大体63%ぐらいでございます。一方、全国展開してみますと、34%程度ということで、茨城県は産業部門が非常に多いということになっております。

産業部門は、本県の排出量の約6割を占めておるわけでございますが、このうち大体半分が鉄鋼業からのものでございまして、県全体としては、鉄鋼業が3割を占めてしまうというような状況でございます。

鉄鋼業など、現在の技術では、化石燃料から直ちに転換が難しい業種からの排出となっておりまして、今後、何とかそこを縮めていかなければならないということで取組をしているところでございます。

具体的には、この資料にはないのですが、私どもの部ではないのですが、県としては、令和3年にカーボンニュートラル産業拠点創出プロジェクトというのを立ち上げていまして、大規模製造業が集積します臨海部におきまして、水素とかアンモニアなど、新エネルギーを活用した企業のエネルギー構造の転換などに向けた取組支援などを行っております。

現在、実行可能性の調査などを行っているということで、県としても、産業部門において、何らかの削減の方向でできないかということで努力しているところでございます。

それから、ゼロカーボンシティのお話がありましたが、こういったところで、産業部門についても力を入れてやっていますし、それから、先生ご存じのように、本県の再生可能エネルギーの導入状況というのは、FIT固定価格買取制度などに基きます再エネ発電設備の導入状況が全国1位という状況で、県としても、再生可能エネルギーや地球温暖化に対してはきちんと力を込めてやっているという状況でございます。

一方で、ゼロカーボンシティというのは、前回もお答えをしているかと思いますが、カーボンニュートラルを実現するためには、産業部門の構造転換とか様々なイノベーションが必要なので、その筋道というのは、現在ではなかなか立てることができないということで、宣言をしていないという状況に変わりはありません。

以上でございます。

○内藤会長

田村先生、よろしいでしょうか。

○田村委員

引き続き、よろしくお願いします。

私としては、それらの話をもって、十分ゼロカーボンシティ宣言をしてもいいのではないかなと思うのですが、ご事情は理解しています。

○内藤会長

ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

それでは、内田委員、お願い申し上げます。

○内田委員

初めまして。私、日本自動車研究所の内田と申します。

大気環境の部分について確認があるのですが、現状、光化学オキシダントに関しては、茨城県のみならず、全国で達成率が低い状況であるのですが、環境省の中でも新しい基準を決めようという動きになっているかと思います。なので、今後、今よりも達成率に関して茨城県の中でもどのような状況になるかというデータを整理しておくのは大事なという、一つ、コメントです。

以上です。

○内藤会長

ありがとうございました。

これはよろしいですか。

○石崎環境対策課長

ありがたく、コメントとして受け止めたいと思います。

○内藤会長

ありがとうございました。

続きまして、江口委員、お願い申し上げます。

○江口委員

温室効果ガス排出状況について、参考資料2-1の4ページには、メタンの排出量が増加した主な要因は、農業からの排出量が増加したことであり、乳牛や肉用牛、あるいは豚が増えたのでメタンが増えたと書かれています。また、一酸化二窒素については、ブロイラーや採卵鶏が少し減ったため一酸化二窒素が少し減ったと書かれています。これは、す

なわち、産業が大きくなるとガスが増える、産業が縮小するとガスが減る、ということであり、要は、農業分野では温室効果ガス排出削減のための対策を、見かけ上、何もしていない、という状態だと思います。

農業分野では、例えば、水田からは主にメタンが出ますし、畑土壌からは二酸化炭素や一酸化二窒素が出て、それらは、日本国温室効果ガスインベントリ報告書でカウントされていると思います。これらの温室効果ガスの削減対策としては、畑の場合ですと、例えばバイオ炭を入れることで、土壌への二酸化炭素の隔離量を増やして、マイナスの二酸化炭素排出量、すなわち、二酸化炭素吸収量として、カウントする方法があると思います。水田についても、例えばメタン排出を削減するための水管理の方法については、ご存じかと思いますが、中干しのときに、水を落とす期間を少し増やすことで、メタン排出を削減できることが分かっています。

茨城県では、農畜産業が非常に重要な産業と思いますが、単に産業活動が増えるか減るか温室効果ガスの排出量が増えたか減ったかということではなく、例えば、お米の生産は増えたけれどもメタンの排出は減りました、というようなことは、水管理をきちんとすることで、実現可能だと思います。他の農地土壌についても、バイオ炭をうまく利用することで、正味の二酸化炭素排出量を削減することが可能だと思います。次期はそういった対策を進めていただけるとありがたいと思います。

○内藤会長

ありがとうございました。

コメントをお願いいたします。

○市村環境政策課長

ありがとうございます。

ご意見を伺いまして、担当局などとも相談しながら、対策の現状とか、もっと詳しい評価などについても勉強していきたいと思います。

ありがとうございます。

○内藤会長

ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。ないですかね。

ありがとうございます。

報告事項につきましては、以上になります。

本日の議事全体を通しまして、ほかにご意見はございませんでしょうか。いかがでしょうか。

水野委員。

○水野委員

産業廃棄物の不法投棄についてなのですが、9ページで、警察OBなどから成る専門チームにより、早朝とか夜間を問わず、年間延べ1,000回以上のパトロールを実施している

ということで、大変ご苦労しながらも監視を続けているということは、茨城県にとってもすごくありがたいことですし、とても重要なことだと思いました。いいことをやっていると思いました。

しかしながら、今後、OBとかとなると、正直言って、高齢化にもなってきますし、そういったときに、人の確保の面というのも限界があるかなと思うのです。

そんなとき、今、ドローンを使った形で、人が行かないようなところ、それから、こちらを見てみますと、早朝とか夜間とか書いてあるのですが、人材的にも時間的な余裕も配慮した上で、今後、人の目が分らないようなところでの記録が必要になってくると思うのですが、ドローンの活用で対策をさらに強化するという取組はこれから可能なのでしょうか。

以上です。

○内藤会長

お願いします。

○小澤廃棄物規制課長

廃棄物規制課からお答えいたします。

ドローンについても、茨城県では、全国でも早い時期から活用を進めておりまして、高い塀などに囲まれて中が確認できないような不法投棄などの現場について、ドローンで上空から撮影して内部の状況を確認したり、あるいは、不法投棄や不適正残土の増加の量とか、あるいは内部の測量、こういった量的な変化の把握も必要になりますので、こういったものもドローンを活用して測量などもやり始めているところでございまして、引き続き、ドローンも積極的に活用して、不適正な状況の証拠を固めるという意味で活用していきたいと考えております。

以上です。

○内藤会長

ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、以上で、本日の議事を終了いたします。

委員の皆様には、熱心にご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

本日いただいたご意見、ご提案につきましては、事務局において、今後の各種施策への反映の検討をお願い申し上げたいと思います。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

○司会(大高総括課長補佐)

内藤会長、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和7年度第1回茨城県環境審議会を閉会いたします。

本日は、お忙しい中、本審議会へご出席いただき、誠にありがとうございます。

オンライン参加の皆様は、随時、ミーティングからご退出ください。
お疲れさまでした。